

＜問題設定＞

熊谷氏：明治大学の熊谷でございます。中山先生のご挨拶にもございましたように、本日のシンポジウムは平成 22 年度から明治大学知的財産法政策研究所で行われております、「特許制度の法目的と公共政策上の多面的価値の研究」の一環として開催させていただくものでございます。特許法が産業の発達を目的としていることはあえて申し上げる必要がないことではございますが、環境保護、生命倫理、開発、人権、社会的正義等の公共政策と、特許法の目的である産業の発達の抵触が問題となる事案が数多く生じています。特許法と公共政策の抵触の問題は、近年になって生じたものではありません。のちほどご紹介があるかと思いますが、1970 年代から行われております工業所有権の保護に関するパリ条約における強制実施権の改正をめぐる議論において、特許法における発明の保護と公共政策の在り方をめぐる先進国と途上国との間の激しい意見の対立等を背景に実質的な議論が十分に行われず、最終的な合意を得ることができなかったことは、皆さんご承知のとおりかと思えます。また、ガット・ウルグアイ・ラウンドにおいても強制実施権の問題のみならず、特許の保護範囲や途上国に対する配慮の問題等も含め、先進国と途上国との意見が激しく対立しておりました。しかし、粘り強い議論が重ねられ、最終的には他の交渉項目において先進国が譲歩したこともあり、TRIPS 協定という成果が得られたことも周知のことかと思えます。しかしながら、TRIPS 協定の成立後も新たな問題が次から次へと発生し、種々のフォーラムにおいて議論が行われていることは新聞等で報道されておりますので、今日ご参加いただいた皆様もご承知のとおりかと思えます。

公共政策と特許法における発明の保護との関係をどのように位置づけるかは、非常に難しい問題であり、政策形成の場面においても多面的な検討を行うことが必要とされ、国内においても利害が対立することも少なくないため、成果が得られないことも少なくありません。そのような状況の下で、特許法と公共政策の関係に関する研究は、横断的、継続的、中立的に行う必要があるとの認識の下、明治大学知的財産法政策研究所においては、ひと月またはふた月に一度、政策担当者をはじめとする各方面の研究者や実務家をお招きして研究会を開催し、各分野における現状や問題点の把握、今後の方向性等についての議論を行っています。また、本年 3 月には、国際コンファレンス「特許制度と公共政策」を開催し、特に生命倫理と特許、公衆衛生と特許に関する事案を取り上げ、欧米の実務家もお招き、産業の発達と公共政策との調整をいかに図るかという観点から考察を行いました。

本日のシンポジウムは、特に環境・開発と特許の関係に焦点を当て、研究者、関係省庁の政策担当者、実務家等の専門家による報告や議論を通じ、問題認識の共有と政策の調整を進めるための一つの契機となることを期待して開催するものであります。特許法における発明の保護と公共政策の関係は、先進国と途上国との間の意見対立というかたちで生ずるものが少なくありません。本日のシンポジウムでは先進国と途上国との間の現状を認識するという観点から、政策研究大学院大学教授の大野先生に先進国と途上国の関係の変化に伴い、途上国協力の在り方が多様化している状況と課題について基調講演をお願いして

います。また、国際的な知的財産の保護をめぐって生じている問題についての正確な認識が必要であるという観点から、環境省、特許庁、経済産業省、農林水産省、外務省、内閣官房知的財産戦略推進事務局において、実際に国際交渉や政策の立案に従事され、省庁間の調整にもご苦労なさっておられる方々にお集まりいただき、議論の現状や課題についてご紹介いただくこととしております。6 省庁の政策担当者が一堂に会することは、ある意味では画期的なことであるかと存じますので、ご多忙にもかかわらずご参集いただいた担当者の方々には心からお礼申し上げたいと思います。省庁間の意見調整の困難さについては、「省益あって国益なし」と揶揄されていることをはじめとしまして、従来から指摘されております。私自身も知的財産法の制度改正や国際交渉において、省庁間の利害調整に苦慮した経験を有しています。現在は知的財産政策の立案の司令塔ともいうべき内閣官房知的財産戦略推進事務局が存在し、知的財産推進計画の策定等を通じ、恒常的に省庁間の意見交換が行われているかと思えます。その一方で、問題の多様化、複雑化が進展していることから、省庁横断的な政策の調整をこれまで以上に有機的に進めることも必要とされており、政府全体としての戦略的な発想で政策を構築することが求められているかと思えます。実際に政策立案をなさっておられる政策担当者のお立場からのご意見やお考え等もご支障のない範囲でお聞かせいただければ幸いかと存じます。

また、各方面で産学官の連携の重要性が指摘されておりますが、公共政策的な観点を踏まえた知的財産政策の立案においても、官の役割が今後もますます大きくなることは申し上げるまでもありません。産や学もそれぞれの立場から政策の立案に対する建設的な意見を表明することが求められているかと思えます。本日のシンポジウムでは、産官学それぞれの分野で豊富な経験を有しておられる方々にお集まりいただき、パネルディスカッションを通じ、それぞれのお立場からのご意見やご提言をいただくことにしております。

本日のシンポジウムが、公共政策上の多元的価値と特許法における発明の保護に関する問題意識の共有と、国際的な政策の調整を進めるための 1 つの契機となることを期待して結びの言葉とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました（拍手）。